

## 公共施設等運営権の設定について

兵庫県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第1項の規定に基づき、但馬空港ターミナル株式会社に公共施設等運営権を設定したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年12月13日

兵庫県知事 齋藤 元彦

## 1 公共施設等の名称

兵庫県立但馬飛行場

## 2 公共施設等運営権者

豊岡市岩井字<sup>こうだに</sup>河谷1598番地の34

但馬空港ターミナル株式会社

代表取締役社長 桐山 徹郎

## 3 公共施設等運営権の存続期間

令和6年12月13日から令和12年3月31日まで

## 4 公共施設等の立地並びに規模

### (1) 事業場所

兵庫県豊岡市上佐野及びその周辺

### (2) 対象施設

滑走路、ターミナルビル、駐車場、空港公園など、飛行場の管理範囲にある空港設置者が所有する施設と全ての土地

## 5 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

### (1) 空港運営等事業

空港基本施設等の維持管理業務、空港基本施設等の運営業務、着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出並びにその收受

### (2) 空港航空保安施設運営等事業

空港航空保安施設の維持管理業務、空港航空保安施設の運営業務、空港航空保安施設の使用料金を設定する場合、国土交通大臣及び県への届出並びにその收受

### (3) 環境対策業務

### (4) その他附帯する事業

運営権者が実施義務を負う事業・業務（ターミナルビル事業等）、運営権者が任意で行う事業・業務、利用料金の設定及びその收受

以上